



全国NPOバンク連絡会

NEWS RELEASE

2012. 2. 6

バンク連、金融庁にパブリックコメントを提出 ～社会的金融への支援拡大、NPOバンク等の貸金業法適用除外を～

2月6日、全国NPOバンク連絡会（バンク連）は、金融庁が1月6日に公表した「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（案）」（以下政令改正案）¹に対し、パブリックコメントとして意見書を提出しました。

現在、貸付の事業を行っている特例民法法人（旧公益法人）は貸金業法の適用除外（以下、単に「適用除外」）となっていますが、特例民法法人が今後新公益法人（適用除外）ではなく一般社団法人／一般財団法人（一般法人）に移行する場合には、貸金業者としての登録が必要となります。これに対して、政令改正案では以下の団体を、一般法人に移行した場合でも、引き続き適用除外としています。

- | | |
|---|---|
| ① | 国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員が構成する団体（従業員向け貸付に類するものとして適用除外） |
| ② | 一の会社等の役員又は使用人が構成する団体（同上の理由で適用除外） |
| ③ | 無利息の奨学金貸付けを行う団体（新公益法人に類するものとして適用除外） |

バンク連として、今回の政令改正案は、いわゆる社会的金融（ソーシャルファイナンス）の意義を認めたものとして高く評価できます。しかし今後社会的金融を発展させて、公共性のある分野への資金供給を活発にするには、広範な担い手に自由な活動を認めることが不可欠です。

そこでバンク連は今回の政令改正をきっかけとして、政府が社会的金融の担い手に対し、支援を大幅に拡大することを求めています。しかし社会的金融の担い手のための制度的基盤づくり等には一定の時間を要することから、本意見書では当面の措置として、①NPOバンク向けの貸金業者登録要件（非営利特例対象法人）を満たす団体を適用除外とすること、②非営利特例対象法人以外でも、資金需要者等の利益を損なうおそれがない団体は、可能な限り適用除外とすること等を求めています。

各方面からNPOバンクは社会的金融の担い手として高い期待を寄せられています。しかし、NPOバンクに課せられた貸金業法の規制はいまだ重く、期待に応えられそうもありません。

今回の意見書は、こうした状況を打破し、社会的な資金循環を円滑にしようとするものです。本意見書の実現に向け、報道機関をはじめとする関係各方面のご協力をよろしくお願い申し上げます。

【添付資料（別紙）】

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（案）に対する意見

本件にかかる連絡先：

【全国NPOバンク連絡会】東京コミュニティパワーバンク内（担当：坪井、土井）
TEL： 03-3200-9270 FAX： 03-3207-1945
メール： community-fund@r2.dion.ne.jp

¹ <http://www.fsa.go.jp/news/23/kinyu/20120106-1.html>

(別紙)

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 ご担当者様

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（案） に対する意見

2012年2月6日
全国NPOバンク連絡会

(以下、「貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（案）」を「政令改正案」、貸金業法を「法」、貸金業の規制等に関する法律施行令を「政令」、貸金業法施行規則を「規則」と呼ぶことがあります)

今回の政令改正案について、公共性ある方面への市民の資金供給の活発化と、そのためのNPOバンクの健全な発展とを期すため、私たちは以下の通り意見を申し上げます。

1. 改正案全体への評価～社会的金融への支援拡大、NPOバンク等の貸金業法適用除外を～

今日、政府が推進する「新しい公共」「ソーシャルビジネス」の担い手として、多彩なNPO・社会的企業等が活動していることは、報道等で伝えられている通りです。これらの団体が社会性と事業性をバランスよく高めるためには、発展段階に応じた投融資が欠かせません。また、生活困窮者の自立を支えるうえで、当事者への相談対応・生活支援と資金供給を組み合わせたマイクロファイナンスの手法が有効であることは、信用生協（岩手県及び周辺で活動）の成功や諸外国の事例によって実証されているところです。

上記に代表される社会的金融（ソーシャルファイナンス）を盛んにすることは、貧困の解消、雇用の創出、まちづくり、環境の保全など、現代社会が抱える問題の解決に寄与するものです。また、政府の多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日）が、「日本版グラミン銀行」モデルの担い手として、各地域に根付いた非営利機関（生活協同組合、NPO、中間法人等）を挙げている¹ように、社会的金融では、NPOバンク等の非営利機関が、投融資先との信頼関係を築きつつ、丁寧な相談対応と事後のモニタリング等を行うことで、実効性のある資金を供給することが可能です。

今回の政令改正案によって、特例民法法人の事業のうち、①一定の要件を満たす団体の行う構成員向け貸付事業、②無利息の奨学金の貸付事業が、一般法人への移行後も法の適用除外となること自体は、2010年の改正貸金業法施行直前に「非営利特例対象法人／特定非営利金融法人」制度を導入してNPOバンク等への規制緩和を図ったことと同様に、上記で述べた社会的金融の意義を認めたものとして高く評価できます。しかし、今後社会的金融を発展させるためには、法による規制対応の負担から担い手を解放することを通じて、広範な担い手に自由な活動を認めることが不可欠ではないでしょうか。

当連絡会は、今回の政令改正をきっかけとして、政府が社会的金融の担い手に対し、支援を大幅に拡大することを求めるものです。具体的には、本来であれば社会的金融の担い手のための制度的基盤と公的支援（投資減税、補助金等）が必要です。しかしこれら制度の整備には一定の時間を要することから、当面の措置として、少なくとも「非営利特例対象法人」（規則第5条の3の2第2項）の要

¹ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf> 7ページ。

件を満たすNPOバンク等については、今回の適用除外対象と同様、貸金業法の適用除外とすることを求めます。

以上を踏まえ、政令改正案の内容について、次項で質問と意見を述べます。

2. 政令改正案の内容について

| | |
|-------|--|
| 関係条文 | 政令改正案附則第20条第2項 |
| 条文の文言 | <p>前項の公益法人には、特例民法法人が整備法第四十五条の規定により移行した一般社団法人又は一般財団法人（次項において「移行一般社団法人等」という。）であって、次に掲げるもの（整備法第二百一十一条第一項において準用する整備法第百六条第一項に規定する登記（次項において「移行登記」という。）をした日の前日において、現に貸付けを業として行っていたものに限る。）を、当分の間、含むものとする。</p> <p>一 次に掲げる団体であって、その直接の構成員のみに対する貸付けを業とするもの</p> <p>イ 一の国家公務員共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項又は第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。）又は一の地方公務員共済組合（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第三条第一項の規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。以下イにおいて同じ。）の組合員（組合員であった者を含む。以下イにおいて同じ。）が構成する団体（地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあつては、一の都道府県の区域内に所在するものに限る。）</p> <p>ロ 一 の会社等（会社その他の事業者をいい、当該会社その他の事業者の役員又は使用人（役員又は使用人であった者を含む。以下ロにおいて同じ。）が構成する団体がその役員又は使用人を相手方として貸付けに係る事業を行うことを専ら目的とする会社その他の事業者である場合を除く。）の役員又は使用人が構成する団体</p> <p>二 次に掲げる要件のいずれにも該当する団体</p> <p>イ その業として行う貸付けが、学生、生徒、児童又は幼児に対する学資としての資金の貸付けであること。</p> <p>ロ その業として行う貸付けが利息（新貸金業法第十二条の八第二項に規定するみなし利息を含む。）を付さないものであること。</p> |
| 質問・意見 | <p>（1）「非営利特例対象法人」の要件を満たすNPOバンク等については、今回の適用除外対象と同様、法の適用除外とすべきと考えます。</p> <p>（2）非営利特例対象法人以外でも、資金需要者等の利益を損なうおそれがない団体は、可能な限り法の適用除外とすべきと考えます。</p> <p>（3）今回の政令改正案で法の適用除外となった2つのタイプのほかに、貸付けの事業を行う特例民法法人のうち、資金需要者等の利益を損なうおそれがない団体の類型としてはどのようなものが考えられますか。</p> <p>（4）①国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員が構成する団体、②一の会社等の役員又は使用人が構成する団体、③無利息の奨学金貸付けを行う団体を一般社団法人／一般財団として新たに設立する場合、法の適用除外とすべきと考えます。</p> |
| 理由等 | <p>【（1）について】</p> <p>① 今回の政令改正案に伴って公表された「規制の事前評価書」では、第2号に掲げた無利息の奨学金貸付けを行う団体について、「既に貸金業法上適用除外となっている公益法人（公益性の高い事業を行うもの）に類するものと考えられる」と評価していますが、この点は、非営利特例対象法人および特定非営利金融法人制度の創設と同じ観点に立つと考えられます。</p> |

- ② 政令改正案の対象団体は一般社団／一般財団という法人格を有していますが、これらは公益社団、公益財団と異なり、公益法人等認定委員会等の監督を受けるものではなく、自由かつ簡易に設立できるものです。一方、対象団体に一般社団／一般財団の法人格取得を求めることは、対象団体の実体を最低限把握することで、不正を働く団体の出現等、政令改正の趣旨が没却されることを防ぐ趣旨であると考えられます。このことは、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 22 年）において、対象たる特定保険業者（かつての根拠法のない共済）に対して一般社団／財団法人となることを特定保険業継続の要件としたことと同様の趣旨と考えられます。
- ③ 第 2 号で単なる奨学金の融資事業ではなく、無利息の場合だけを適用除外しているのは、社会性、公益性の評価だけではなく、高利融資からの融資先（資金需要者等）の保護の点も考慮されていると考えられます。この点については、非営利特例対象法人制度においても、融資利率の上限を適用除外の条件とするなどにより、営利の貸金業者による脱法行為としての参入防止を図ることで、同様に考慮されていると考えます。
- ④ また、特定非営利対象法人の要件は法令上明確で、配当制限や金利の最高限度の制限等、営利の貸金業者が参入しにくい設計となっており、これら要件を満たす団体を貸金業法の適用除外としても、悪用の危険は少ないと考えられます。
- ⑤ 以上より、現行法上の特定非営利対象法人については、
- ・ 現行規則に記載されている非営利特例対象法人および特定非営利金融法人の要件を政令に規定する
 - ・ 監督上必要であれば、非営利の法人格（一般財団、一般社団、特定非営利活動法人等）の取得または一定の事項の届出を求めることによって対象団体の実体を最低限把握する
 - ・ あわせて、当該非営利特例対象法人にもっぱら貸付を行う民法上の組合等も法の適用除外にする
- ことで、法の適用除外としても、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと考えます。

【(2) について】

今回の政令改正案で法の適用除外となった 2 つの種類のほかにも、特例民法法人の中には、①単一ないし同種の団体の構成員に対する福利厚生ないし相互扶助目的の貸付で、団体内の管理を前提としたもの、②公益性の高い事業を行うものがあると考えられます。また、非営利特例対象法人以外の貸金業者にも、生活困窮者の生活再建を目的とするものが存在します。これらについては、資金需要者等の利益を損なうおそれがない限り、法の適用除外として活動の自由度を高めることが有益と考えます。

【(3) について】

(2) の対象となる団体の実態把握を求めるものです。

【(4) について】

今回の政令改正案で法の適用除外となる対象は文言上、「移行一般社団法人等」に限定されているように読めますが、新規に設立される場合でも、今回の適用除外対象と同様の事業を行う限り法の適用除外対象とすべきと考えます。理由は以下の通りです。

- ① 今回の適用除外対象となる移行一般社団法人等については、公益認定を受けられなくとも、実体面より資金需要者等の利益を損なうおそれがないと判断したと考えられます。そうであれば、新設の一般社団／財団や特定非営利活動法人等についても、

実体面で要件を満たす限り、別異に解する理由はないと考えます。

- ② また、社内の共済貸付や無利息の奨学金事業については、むしろ自由な活動の余地を与えたほうが国民経済上も利益となると考えられます。

本件にかかる連絡先：東京コミュニティパワーバンク内（担当：坪井・土井）

TEL：03-3200-9270

メール：community-fund@r2.dion.ne.jp

以 上